

# 荒川区居住支援協議会について

## 1 荒川区居住支援協議会設立の目的

住宅セーフティネット法<sup>※</sup>に基づく住宅確保要配慮者の居住支援に関係する各課と民間事業者が連携し、住宅確保に係る制度や課題の共有、必要な支援策の検討、民間事業者との協力体制の確立、居住支援に係る情報発信などを行うことで、区民が安心して住み続けられる環境を確保する。

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が正式名称。  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

## 2 荒川区居住支援協議会が目指す到達点（例）

- ・住宅確保要配慮者一人ひとりに対応する仕組みづくり
- ・住宅を供給するための不動産事業者との協力体制づくり
- ・住宅を供給する貸主への支援
- ・その他住宅確保要配慮者への支援

## 3 協議会の役割・組織・運営について

